

令和2年4月27日

銚田市立小中学校保護者 殿

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の再延長について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして御理解と御協力をいただきありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国、茨城県において感染者が増加しており、茨城県知事からは、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校の5月31日(日)までの臨時休業延長が発表され、併せて市町村立学校に対しても、県立学校に準じた対応をとるように要請が出されました。

本市では令和2年4月16日付け「新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の延長について」で、児童生徒の健康・安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染リスクに予め備える観点から、5月6日(水)まで臨時休業を延長することとしました。

しかしながら、全国及び茨城県の感染者数の増加や県内の状況を鑑み、県立学校と同様に**5月31日(日)まで臨時休業を再延長することとしました。**

児童生徒は、感染するのではないかとという不安と、学校生活で学ぶべき学習等の遅れに対する懸念など、様々な心理的ストレスを抱えていると考えられます。

保護者の皆様におかれましては、感染防止、感染拡大防止に向けて、御協力いただくとともに、児童生徒を見守り、励ましていただくことを心からお願いいたします。

記

1 小中学校の臨時休業について

(1) 臨時休業延長期間

令和2年5月31日(日)まで

※中学校の部活動についても同様に活動休止とします。

(2) 臨時休業延長期間の児童生徒の生活について

- ① 土日も含め、休業期間中は不要・不急の外出や人の多く集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- ② 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。
- ③ 毎朝検温し、健康観察を実施してください。
(配付されている健康観察カードと同様に、ノート等を利用して記録をお願いします。)

(3) 臨時休業延長期間の学校の対応について

- ① 家庭訪問等について
 - 臨時休業中に2週間に1回程度、学校職員(担任等)が家庭訪問、電話連絡等により、児童生徒の様子を確認します。御希望の場合はスクールカウンセラーや養護教諭によるカウンセリングも実施します。
- ② 臨時休業期間中の主な居所が自宅以外に変更になる場合は、学校へ連絡してください。

(4) 学習について

- ① 各学校のホームページに学習課題が掲載されますので、その課題を学習してください。
- ② 茨城県教育委員会ホームページから「いばらきオンラインスタディ」内の授業動画を視聴してください。(スマートフォンでも視聴できます。)
- ③ インターネット上の「子供の学び応援サイト」、「学びを止めない未来の教室」、「ジャストスマイル(小学校)」、「eライブラリ(中学校)」の積極的活用をお願いします。
※ 上記①～③について、利用が困難な場合は学校へ御相談ください。個別に対応します。
- ④ **学習した内容を預かり、添削して返却します。その際に新たな課題を提示します。方法については、別途学校より連絡があります。**
- ⑤ 学校再開後に、児童生徒が行った学習について、個別の指導を行います。

(5) 緊急連絡について

- ① 臨時休業中(土・日曜は除く)に、緊急に連絡したいことがありましたら学校まで連絡してください。

2 その他

- 保護者の皆様には、急な御対応をお願いいたします。小学校児童の自宅待機について不安や困難がある場合には、各学校に御相談をお願いいたします。
- 4月13日からの臨時休業期間の学習時間の保障として、夏季休業中における授業実施を検討しております。
- **感染リスク対策を講じたうえで、分散登校を実施する場合があります。決定次第ご連絡いたします。**